

調査研究費支給要綱

1 目的

「農」または「日本の農業」シリーズ調査研究事業及び東畑四郎記念研究奨励事業に係る調査研究費の支給は、この要綱の定めるところによる。

2 調査研究費の範囲

調査研究費の範囲は、交通費、宿泊費（1泊当り、政令指定都市10,900円、その他の地域9,800円の定額とする。）、図書資料購入費、ヒアリング実施費、アンケート調査実施費その他その調査研究に直接要した経費とする。

3 支給申請書の提出

調査研究費の支給を申請しようとする者は、別に定める様式により、調査研究費支給申請書を農政調査委員会に提出するものとする。

4 調査研究費の支給

農政調査委員会は、提出された支給申請書に基づき、対象とする調査研究に要する経費を速やかに申請者に支給するものとする。

5 中間報告等

調査研究費の支給を受けた者は、農政調査委員会が求めた場合には、その用途を調査終了後すみやかに領収書等を添付して報告するものとする。

6 調査研究費の返還

農政調査委員会は、調査研究費の支給を受けた者が、決められた期限内に研究成果を提出しなかった場合、または調査研究計画書の内容と著しく異なる成果を提出した場合など著しい不信行為があった場合には、支給した調査研究費の返還を求めることがある。